

# 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 保険外サービス 運営規程

【ケアステーションしんがい】

(事業の目的)

第1条 利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護保険外サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアステーションしんがい
- (2) 所 在 地 福山市新涯町三丁目 19 番 27 号

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士 11 名
- (2) 実務者研修修了者 2 名
- (3) 初任者研修修了者及びヘルパー1級・2級 2 名
- (4) 介護従事者（一定研修修了者）0 名

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分とする（但し、緊急事態やむを得ない場合を除く）

(保険外サービスの内容)

第6条 提供する保険外サービスの内容は、次の通りとする  
付き添いサービス

- ・公共交通機関を利用して、院内の付き添い、薬の受け取り
- ・入退院支援（入退院時の準備や付き添い）
- ・緊急時やむを得ない場合の対応など（救急車への同乗、病院での対応等）
- ・その他介護保険で対応不可の対応

(利用料・その他の費用の額)

第7条 サービスを利用した場合、利用料は次のとおりとする。

※ (要支援1～要介護2まで)

30分未満→1,500円

1時間未満→2,500円

1時間以上30分増すごとに1,000円

※ (要介護3～要介護5まで)

30分未満→2,000円

1時間未満→3,500円

1時間以上30分増すごとに1,600円

その他、自費サービスにかかる実費負担額

① 自費サービス実施中の交通費（公共交通機関を利用した場合）を実費負担頂く。

② 自費サービス利用中の公共施設の利用料を実費負担頂く。

③ 訪問介護員が2名で訪問した場合は、2名分の料金を頂く。但し、職員の指導・引継ぎ等で2名以上で訪問した場合は除く。

2 前第1項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 介護員は、サービス実施中に利用者の病状、状態に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は次の通りとする。

福山市日常生活圏域 中央3及び隣接圏域

(その他運営にあたっての重要事項)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持しなければならない。

2 従業者であった者に業務上知り得た利用者等に係る秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約（別紙）に明記する。

3 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については利用者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、2022年10月1日から施行する。

この規定は、2024年11月1日から施行する。